

## 舞鶴市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、太陽光エネルギーを利用した発電システムの普及を促進することにより、地球温暖化の防止を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第25号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において舞鶴市住宅用太陽光発電システム設置費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「住宅用太陽光発電システム」とは、国が定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付要綱(平成20・10・31財資第1号)等に基づき、一般社団法人太陽光発電協会内の太陽光発電普及拡大センターが交付する補助金(以下「太陽光発電普及拡大センター補助金」という。)の対象となるシステムをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に該当する個人とする。

- (1) 自ら居住し若しくは居住しようとする舞鶴市内に存する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置した者又は自らが居住するために舞鶴市内に存する住宅用太陽光発電システムが設置された住宅を購入した者
- (2) 太陽光発電普及拡大センター補助金を平成25年3月29日までに申し込み、当該補助金の交付決定の通知を受けている者
- (3) 市税を滞納していない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(単位はキロワットとし、小数点以下第2位未満は、切り捨てるものとする。)に30,000円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 補助金の限度額は、1の補助対象者につき、通算して120,000円とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する申請書は、舞鶴市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、太陽光発電普及拡大センター補助金の交付決定の通知を受けてから6月以内に、次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し(発行後3月以内のもの)
- (2) 住宅用太陽光発電システムの設置状況が確認できる写真
- (3) 太陽光発電普及拡大センター補助金の交付決定通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議は、前項の申請書等を確認の上、舞鶴市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付対象者証明書を添付して、市長に送付しなければならない。

(交付決定及び確定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、当該申請書等の審査及び調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定及び額の確定を行い、舞鶴市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定及び確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、舞鶴市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第3号)により市長に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合その他この要綱の規定に違反したと認められる場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(管理等)

第9条 補助決定者は、住宅用太陽光発電システムをその法定耐用年数までの期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第 10 条 補助決定者は、住宅用太陽光発電システムの法定耐用年数の期間内において、当該住宅用太陽光発電システムを処分しようとするときは、あらかじめ、住宅用太陽光発電システム処分承認申請書(様式第 4 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(協力)

第 11 条 市長は、補助決定者に対し、必要に応じて住宅用太陽光発電システムの稼働状況等に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、同日以後に導入支援対策費補助金の交付の決定を受ける住宅用太陽光発電システムの設置に係る補助金から適用する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日告示第 114 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 6 日告示第 110 号)

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 28 日告示第 176 号)

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定(同条第 1 項各号列記以外の部分の改正規定(「又は額の確定の通知」を削る部分に限る。))を除く。)、第 6 条の改正規定及び様式第 1 号の改正規定は、平成 25 年 3 月 16 日から施行する。